

- ★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

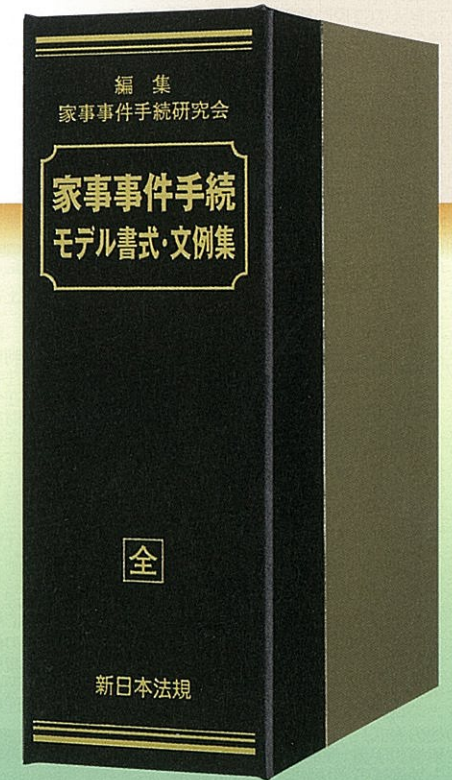
組見本  
(B5判縮小)

家事事件手続法に対応した書式・文例を多数登載!

# 家事事件手続 モデル書式・文例集

編集 家事事件手続研究会

【代表】杉井 静子(弁護士)



●バンダー方式によりさらに使いやすくなりました。  
(特許第3400925号)

- ◆成年後見、婚姻、親子・親権、相続、遺言・遺留分などに関する家事事件の申立書を網羅的に収録するとともに、事件処理に必要な文例も豊富に取り上げています。
- ◆各書式・文例では、具体的な記載例を掲げ、その手続の留意事項や記載上のポイントなどをわかりやすく解説しています。
- ◆法制審議会(非訟事件手続法・家事審判法部会)の委員として家事事件手続法の成立に関与した弁護士が編集した確かな内容です。

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,584頁  
定価14,300円(本体13,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

## 第5章 親子・親権に関する書式と文例

### <概説>

本章で扱う親子・親権に関する家事事件には、人事訴訟事項(A)、家事別表第2の審判事項(B)、家事事件手続法別表第1の審判事項(C)が含まれそれぞれ手続が異なります。A・B・Cに該当する項目の詳細及び手続の流れは後掲<フローチャート>及び「事項一覧」を参照してください。以下、概説します。

#### 1 人事訴訟事項(A)の手続の流れ

人事訴訟事項ですから、調停前置(家事257①)で、調停が成立する見込みの場合(相手方が行方不明など)以外はまず調停を申し立て、調停が不成立の場合に初めて人事訴訟を提起することができます。また、離婚については、調停前置ですが、その他の事項については、当事者の処分を許さない事項のため成立していても調停を成立させることはできません。当事者双方が申し立てし若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因について争う場合には、家庭裁判所は、必要な調査をした上で、合意に相当する審判(家事277)することができます。これは旧法上の「23条審判」といわれるものです。これに当事者及び利害関係人は、異議申し立てができます(家事279①)。家庭裁判所が申し立てに理由があると認めるときは、合意に相当する審判を取り消さなければなりません(家事280③)。異議の申し立てがないときは、合意に相当する審判は確定(家事281)。この手続の流れは従来と変

#### 2 別表第2の審判事項(B)の手続

これは従来乙類審判事項とされて

## 第1 推定相続人の廃除(審判申立書)

### ○推定相続人廃除審判申立書

収入印紙	円
予納郵便切手	円
予納収入印紙	円

審判手続

1 根拠  
推定相続人が、被相続人に対し非行があった場合に、被相続人の廃除を請求し、廃除の審判(家事286)の審判事項です。旧法では、推定相続人の廃除は任意処分が許される推定相続人にとっては重大な事項とされています。別表第1の事件

2 手続の流れ

## 新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地  
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番2号  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

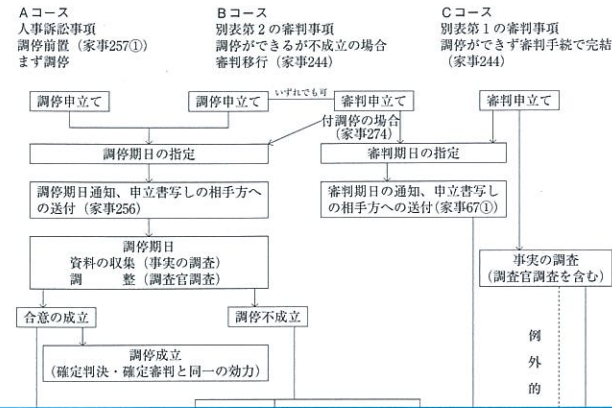
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2021.6) 616-1(金)

ECO この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

## 第5章 親子・親権に関する書式と文例

### <フローチャート>

※Aコース・Bコース・Cコースに該当する事項については、後掲「事項一覧」を参照してください。なお、婚姻・離婚に関する手続は第4章の<フローチャート>を参照してください。



## 第16章 その他の書式と文例

### ○子どもの手続代理人選任申立書(上申書)

子どもの手続代理人選任申立書(上申書)

○○家庭裁判所 御中

平成○年○月○日

申立人 手続代理人  
弁護士 ○○○○ 〇

申立人甲野春子、相手方甲野太郎間の御手続平成○年(家○)第○○○○号夫婦関係調整調停事件について、以下の理由により未成年者を審判手続に参加させるのが相当であり、そのために職権で弁護士を手続代理人に選任されたく上申する。

記

申立人は相手方に対し離婚を求めているが、当事者間で離婚そのものは合意ができていないものの親権者については双方が譲らず対立している。本件では既に調査官調査で相手方である父親の未成年者の監護養育について特に問題はないとの結果が出されている。しかしながら、申立人は相手方の近所の者から相手方が大声をあげて未成年者を罵倒しているとの情報を得ているので、未成年者への虐待があるのではないかと危惧しているところである。

ところで、本件調停で親権者が申立人と定められるか相手方と定められるかにつき未成年者は直接の影響を受ける者である。そして、未成年者は既に12歳になっており、意思能力があり、手続行為能力があるので、本件調停手続に利害関係参加をさせ、未成年者自身の意思を手続に反映させるのが相当であると考えます。

そこで、未成年者を調停手続に参加させるためにも職権で弁護士を未成年者の手続代理人に選任されたい。

### 記載上のポイント

- 1 意思能力ある子どもが家事事件手続に参加することが可能となりました(家事42)

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信





